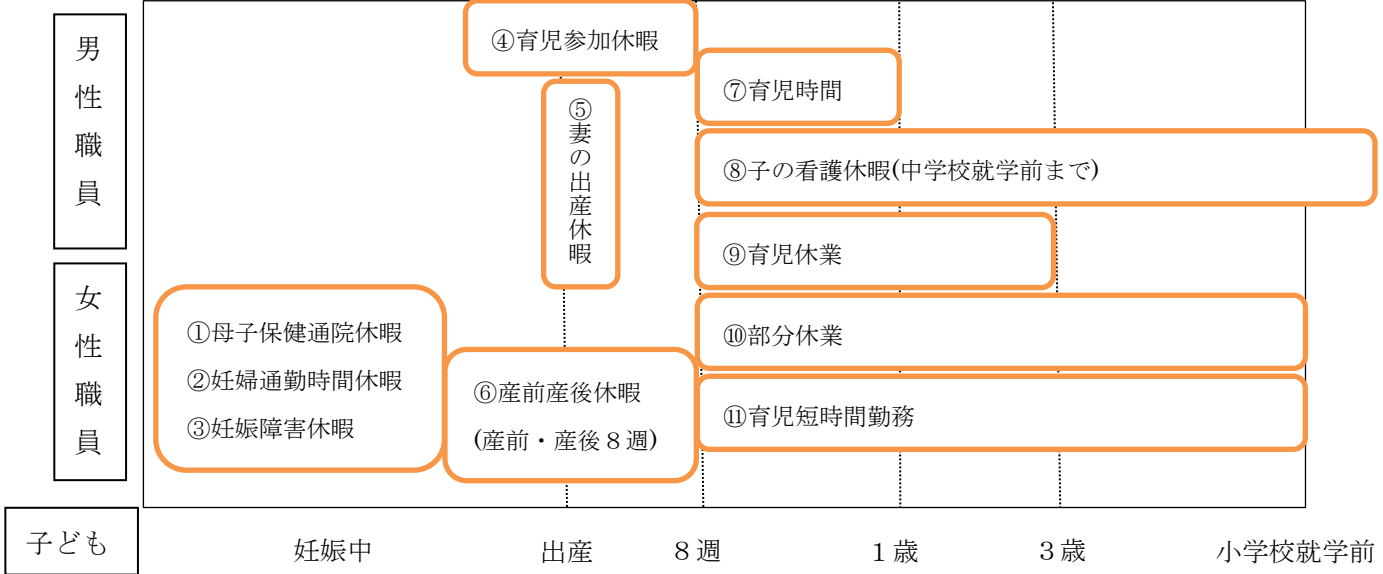


●妊娠・育児中の職員支援制度一覧 (平成 27 年 4 月 1 日現在)



●妊娠中・育児中の休暇等一覧

| | 制度 | 対象職員 | 内容 | 日数等 | 単位 | 給料 |
|------|-----------|-----------------------|--|--|----|----|
| 特別休暇 | ①母子保健通院休暇 | 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員 | 母子保健法による保健指導、健康診査を受けるために通院するときの休暇 | 妊娠 23 週まで 4 週間に 1 回、24～35 週まで 2 週間に 1 回、出産後 1 年以内に 1 回 | 時間 | 有給 |
| | ②妊婦通勤時間休暇 | 公共交通機関を利用している妊娠中の女性職員 | 通勤に利用する公共交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響が認められる時に交通混雑を避けるための休暇 | 始業又は終業にかかる時間で 1 日 1 時間以内 | 時間 | 有給 |
| | ③妊娠障害休暇 | 妊娠中の女性職員 | 妊娠障害(つわり)があるときの休暇 | 妊娠期間中 14 日以内 | 日 | 有給 |
| | ④育児参加休暇 | 出産する配偶者がいる男性職員 | 当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するときの休暇 | 出産予定日の 6 週間前から産後 8 週間まで 5 日以内 | 時間 | 有給 |
| | ⑤妻の出産休暇 | 出産する配偶者がいる男性職員 | 配偶者が出産するときの休暇 | 2 日以内 | 時間 | 有給 |

| 制 度 | | 対象職員 | 内 容 | 日数等 | 単 位 | 給 料 |
|------------------|---------|-----------------|---------------------------|--|-----|-----|
| 特 別 休 暇 | ⑥産前産後休暇 | 妊娠中の女性職員 | 妊娠中及び出産後の休養するための休暇 | 産前8週(多胎妊娠は14週) ・産後8週 | 期 間 | 有 給 |
| | ⑦育児時間 | 1歳未満の子を養育する職員 | 1歳に達しない子を養育するための休暇 | 1日2回30分 ずつ又は通して60分 | 時 間 | 有 給 |
| | ⑧子の看護休暇 | 中学校就学前の子を養育する職員 | 負傷、疾病の中学校就学前の子の世話をするときの休暇 | 1年につき5日 (中学校就学前の子が2人以上の場合は10日) | 時 間 | 有 給 |
| ⑨育児休業 | | 3歳未満の子を養育する職員 | 3歳に達しない子を養育するための休業 | 3歳の誕生日の前日までの期間 | 期 間 | 無 給 |
| ⑩部分休業 | | 小学校就学前の子を養育する職員 | 小学校就学前の子を養育するための休業 | 始業又は終業にかかる時間で1日2時間以内 | 時 間 | 無 給 |
| ⑪育児短時間勤務 | | 小学校就学前の子を養育する職員 | 小学校就学前の子を養育するための短時間勤務 | 次のア～エから選択 ア 1日あたり3時間55分×週5日勤務 イ 1日あたり4時間55分×週5日勤務 ウ 1日あたり7時間45分×週3日勤務 エ 週3日(7時間45分×2日、3時間55分×1日) | | 無 給 |

●産前産後休暇及び育児休業中の財政支援

| 制 度 | 対象職員等 | 内 容 | 期 間 |
|----------------|-------------------|--|------------------------|
| ①市町村職員共済組合掛金免除 | 産前産後休暇を取得している職員 | 市町村職員共済組合掛金免除 | 産前6週～産後8週の属する月の前月までの期間 |
| | 育児休業を取得している職員 | | 3歳となる日の属する月の前月までの期間 |
| ②出産費・家族出産費 | 職員もしくは被扶養者が出産したとき | 420,000円 (産科医療補償制度分娩でない場合は390,000円) | |

| 制 度 | 対象職員等 | 内 容 | 期 間 |
|----------|---------------|--|---------------|
| ③育児休業手当金 | 育児休業を取得している職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・給料日額×1.25×67/100(育休 180 日まで) ・給料日額×1.25×50/100(育休 181 日以降) | 子が1歳に達するまでの期間 |

●その他育児中の職員が請求できる制度

| 制 度 | 対象職員等 | 内 容 | 期 間 |
|----------|-----------------------------------|--|-------------------|
| ①早出遅出勤務 | 小学校就学前の子を養育する職員で、当該子を養育するため請求した職員 | 公務の運営に支障がある場合を除き、勤務時間の割振りを午前7時から午後10時までの間に設定する | 養育する子が小学校就学前までの期間 |
| ②深夜勤務の制限 | 小学校就学前の子を養育する職員で、当該子を養育するため請求した職員 | 公務の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から翌日の午5時までの深夜勤務をさせない | 養育する子が小学校就学前までの期間 |
| ③時間外勤務制限 | 小学校就学前の子を養育する職員で、当該子を養育するため請求した職員 | 当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが、著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない | 養育する子が小学校就学前までの期間 |